

災害時における京都府立京都スタジアムの利用に関する協定書

亀岡市

京都府

合同会社ビバ&サンガ

亀岡市（以下「甲」という。）京都府（以下「乙」という。）及び合同会社ビバ&サンガ（以下「丙」という。）は、災害時における京都府立京都スタジアムの利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、亀岡市地域防災計画に基づく市民等の避難が必要となったときに、乙が所有し、丙が管理する京都府立京都スタジアムの施設及び駐車場等の一部（以下「施設等」という。）を甲が利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（利用用途）

第2条 この協定による施設等の利用用途は、臨時避難所（以下「避難所」という。）とする。

（避難所の利用範囲）

第3条 甲は、災害時において前条に規定する避難所として利用する必要が生じた場合、施設等のうち、あらかじめ丙が乙と協議の上で指定した場所を利用することができる。
2 試合等で施設等の利用がある場合は、施設利用者の避難を優先するとともに、避難所の利用については、施設利用者の避難に支障がなく安全に救護活動が行える範囲とする。
3 施設等の営業時間外等で丙による施設管理が困難な場合は、避難所の利用を制限する場合がある。

（利用の通知）

第4条 甲は、前条に基づき避難所として利用する際、事前に乙及び丙に対しその旨を、文書又は口頭で通知する。
2 甲は、避難所の利用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、丙の指定した施設等を避難所として利用することができる。ただし、速やかに甲は乙及び丙に対し利用した旨を通知するものとする。

（避難所の管理運営）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行う。
2 丙は、避難所の管理運営について、甲に協力する。
3 避難所における避難者および第三者が受ける損害については、乙及び丙が負わないものとする。

（連絡、協力体制の整備）

第6条 甲は、災害時に円滑な協力体制が確保できるよう、あらかじめ乙及び丙と協議し、避難者の受入に関する連絡体制や避難所の管理運営等に関する協力体制を明らかにしておくものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の管理運営により発生した費用は、甲が負担するものとする。また、避難所として使用した場合の施設の人為的な要因による破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（利用期間）

第8条 避難所の利用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙丙協議のうえ延長期間を決定する。

（避難所終了への努力）

第9条 避難所の利用は一時的な利用を基本とし、甲は、丙が早期に施設運営を再開できるように配慮するとともに、当該避難所の早期終了に努めるものとする。

（避難所の終了）

第10条 甲は、避難所を終了する際は、乙及び丙に避難所使用終了の報告をするともに、その施設等を原状に復し、丙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、甲乙丙のいずれかから協定の終了又は変更の申し出がないときは、1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項、この協定を実施するため必要な細目及びこの協定の履行に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月1日

甲 亀岡市安町野々神8番地

亀岡市長 桂川 孝裕

乙 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府知事 西脇 隆俊

丙 亀岡市追分町一本木22番地

合同会社 ビバ&サンガ
代表社員 株式会社ビバ 職務執行者 小森 敏史